

令和8年度採用 福岡市埋蔵文化財技能員（会計年度任用職員） 募集案内

福岡市では、市内で行う埋蔵文化財の発掘調査や整理作業に従事する技能員（会計年度任用職員）を次のとおり募集します。

1. 職種と職務内容

職名	技能員（会計年度任用職員）
採用予定人数	20人程度
勤務地	福岡市内の発掘現場及び舞鶴、月隈、玄洋の各整理室
勤務日	指定する4週間ごとに8日の勤務日を定める。（原則、月曜日～金曜日）
任用期間	令和8年4月1日～令和8年9月30日（勤務状況により更新あり）
勤務時間	午前9時から午後5時まで（休憩時間1時間を含む）
報酬	日額10,541円（地域手当相当報酬を含む） ※関係条例・規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更されます。
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（1日2,619円まで）
休暇	年次有給休暇（半年につき4日）を付与
社会保険	労災保険の適用があります。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規程が適用されます。
職務内容	市内各所で行われている埋蔵文化財の発掘調査及び整理作業のうち、専門的業務に従事します。 発掘調査：職員の指示の下、発掘調査における測量・遺構実測など 整理作業：職員の指示の下、調査報告書の作成または遺物実測・トレースなど

2. 受験資格

- (1) 大学もしくは大学院において考古学を専攻し、卒業もしくは修了したか、またはこれと同程度の専門知識や実務経験を有する人で、以下の技能を有する者。
- 発掘調査：発掘調査における測量・遺構実測
- 整理作業：遺物実測、及びトレース(製図ペンによる図面作成)
- (2) 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人
- (3) 地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する方は応募できません。
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

3. 選考試験の実施日・会場・試験内容・合格発表

(1) 試験日等：令和8年3月5日（木）

試験時刻や会場等、選考についての詳細は、受験票送付時に通知します。

(2) 試験内容：書類選考（提出図面及び実務経験歴による評定）

口頭試験（技能員として必要な専門知識及び職務適性について評定）

(3) 合格発表：令和8年3月11日（水）に市役所14階の埋蔵文化財課入口に合格者の受験番

号を掲示し、福岡市ホームページで合格者の受験番号を公表します。

4. 応募方法

提出書類	・採用選考申込書（別紙様式） ・実務経歴書（別紙様式） ・直近で、自身が係わった発掘調査や整理作業で実測した図面のコピー ※提出書類は返却いたしません。 ・110円切手を貼った返信用封筒1部（受験票返信用）
受付期間	令和8年2月3日（火）から令和8年2月19日（木）17時 ※必着 郵送または市役所14階埋蔵文化財課（平日9時～17時受付）まで持参のこと

5. 個人情報の取り扱いについて

申込書に記載された個人情報については、福岡市埋蔵文化財技能員に係る採用試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

6. 合格から採用まで

- (1) 合格者は埋蔵文化財課技能員候補者名簿に登載され、名簿登載者のうち成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。業務の必要に応じて採用を行うため、希望勤務地以外での任用の可能性もあります。
- (2) 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (3) 地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに職員として正式採用となります。

7. 申込みと問い合わせ先

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号（福岡市役所14階）

福岡市経済観光文化局 文化財活用部 埋蔵文化財課

T E L 092-711-4667 / F A X 092-733-5537